

平成31年2月7日

農林水産大臣
吉川 貴盛 殿

豚コレラ対策の強化を求める要望書

国民民主党代表
玉木 雄一郎

昨年9月、岐阜市内の養豚場において、我が国では26年ぶりとなる豚コレラが発生した。豚コレラは、愛知県の養豚場で発生が確認され、同農場から子豚を出荷していた長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府の農場でも発生が確認された。養豚事業者や消費者をはじめ、関係者からは不安の声が上がっている。感染拡大の防止の迅速な取り組みが求められている。

岐阜県で感染の拡大を封じ込めることが出来なかったことは、政府の防疫対策として、検証が必要だが、喫緊の課題としては政府の「対策本部」のもと、豚コレラの感染拡大の防止に向け、次の措置を講ずることを強く求め、要望書を提出する。

記

- 1) 豚コレラの拡大は、すでに岐阜県で封じ込めることは出来ず、5府県に感染が拡大している。発生した原因の解明と、経路の早期の特定を目指すとともに、関連する自治体との緊密な連携のもと、今後の感染拡大を防ぐための迅速な対策を徹底すること。
- 2) 豚の異常に気付いた農場では、豚の移動制限・出荷制限を徹底する旨を生産者に通達し、遵守させること。
- 3) 感染が確認された場合、半径3キロ以内が移動制限区域に設定され、半径10キロが搬出制限区域内となり、この間、生産者は肥育した豚を出荷することができず、売値が下がり、えさ代や光熱費がかさむなどの影響を受ける。殺処分を実施せざるを得なかった生産者はもとより、感染の拡大によるあらゆる経済的な損失をもれなく補償すること。
- 4) 豚コレラは、人間に感染することは無く、感染している豚肉を食べたとしても、人間への影響はないことを改めて一般の消費者に呼びかけ、風評被害などが起きないように、政府広報などを通して啓発を続けること。
- 5) アフリカの豚コレラをはじめ、近隣国で発生している家畜伝染病の侵入防止のため、検疫体制の強化を図ること。
- 6) 現状の政府の対策について、あらためて専門家に意見を求め、あらゆる対策を講じること。

以上